20200420

住居確保給付金について

○支給対象者

支給申請時に次の１から８のいずれにも該当する方が対象です。

1. 離職後２年以内の方。または、休業等、個人の都合によらずに収入が減少し、離職や廃業の場合と同等程度の状況にある方。
2. 離職前に主たる生計維持者であったかた（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
3. 公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した活動を行える方。

   ※常用就職：雇用契約において、期間の定めがない又は６か月以上の雇用期間が定められているもの。自営業は対象外。
4. 離職により住宅を喪失しているかた、または賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある方。
5. 申請者および申請者と生計を一とする同居の方の収入の合計額が以下の収入基準額である方。

   単身世帯：8.4 万円に家賃額（53,700 円が上限）を加えた額以下

   二人世帯：13 万円に家賃額（64,000 円が上限）を加えた額以下

   三人世帯：17.2 万円に家賃額（69,800 円が上限）を加えた額以下

   （令和２年４月基準）

   ※家賃が上限額以下の場合はその額が収入基準額になります。
6. 申請者および申請者と生計を一とする同居の方の預貯金の合計が次の金額である方。

   単身世帯：50.4 万円以下

   二人世帯：78 万円以下

   三人世帯以上：100 万円以下

   （令和２年４月基準）
7. 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）や自治体等が実施する離職者等に対する類似の給付等を、申請者および申請者と生計を一とする同居の方が受けていない方。
8. 申請者および申請者と生計を一とする同居の方のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員でない方。

○受給中の義務

1. 毎月２回以上、公共職業安定所等就労支援の窓口へ出向いて職業相談を受けること
2. 毎月４回以上、くらしのサポートステーションによる相談支援を受けること
3. 原則、週１回以上求人先への応募を行う、または求人先の面接を受けること

（離職されていない方は、副業や転職を視野に入れた就職活動を行うこととし、１、３については求めない）

○支給額と支給方法

上限額は以下のとおりです。収入の状況により減額されます。

区が住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に支給額を送金します。

単身世帯： 53,700 円（上限額）

二人世帯： 64,000 円（上限額）

３人以上世帯： 69,800 円（上限額）

（令和２年４月基準）

※家賃が上限額以下の場合はその額が支給額になります。

○支給期間

原則、一生に一回だけ利用できる制度です。

（常用就職後に倒産など会社都合での解雇された場合等は例外。）

支給期間は３か月間です。

ただし、申請により３か月を限度に支給期間を２回まで延長することができます。

（要件あり）